

経営事項審査基準の改正への対応について

平成20年4月1日からの経営事項審査基準の改正に伴う対応について、下記のとおりとしますので、再審査についての判断は各自で行ってください。

記

- 1 平成20年度の格付けは、平成20・21年度入札参加資格定時申請時における経営事項審査結果（旧基準）によって行います。
- 2 平成20年4月1日以降に実施される一般競争入札及び平成20・21年度入札参加資格随時申請については、申請時に有効な経営事項審査であれば、新基準による総合評定値及び旧基準による総合評定値のどちらも有効とします。